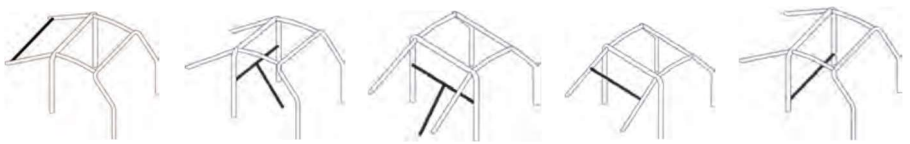
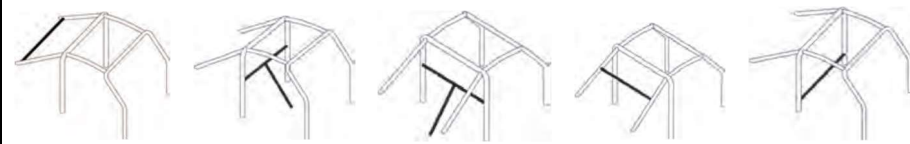


2024年JAF国内競技車両規則・第2編「ラリー車両規定」一部改正

※下線部：改正箇所

| 改正後 | 現行規定 |
|---|--|
| 第2章 安全規定 | 第2章 安全規定 |
| <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 安全ベルト (略)</p> <p>肩部ストラップの取り付け：</p> <p>肩部ストラップは、ループによって安全ケージあるいは補強バーに固定できる。また、それを後部ベルトの上部取付け点に固定、もしくは安全ケージのバックステー同士の間に溶接された横方向の補強材、または第253-18図、第253-26図、第253-27図、第253-28図、あるいは第253-30図に従う横方向の補強材に固定またはそれを抛り所としても良い。 (付則J項第253-66・67図参照)</p> <p>注：第2-3図～2-5図に同じ。</p> | <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 安全ベルト (略)</p> <p>肩部ストラップの取り付け：<u>第253-66図</u></p> <p>肩部ストラップは、ループによって安全ケージあるいは補強バーに固定できる。また、それを後部ベルトの上部取付け点に固定、もしくは安全ケージのバックステー同士の間に溶接された横方向の補強材、または第251-18図、第253-26図、第253-27図、第253-28図、あるいは第253-30図に従う横方向の補強材に固定またはそれを抛り所としても良い。 (付則J項第253-66・67図参照)</p> <p>注：第2-3図～2-5図に同じ。</p> |
|  <p>253-18 253-26 253-27 253-28 253-30</p> |  <p>253-18 253-26 253-27 253-28 253-30</p> |
| <p>第4条～第7条 (略)</p> | <p>第4条～第7条 (略)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>第8条 飛散防止フィルム</p> <p>F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条11. 1. 1に従い、側面および後部のウィンドウに飛散防止フィルムを貼付すること。RPN・AE・RF車両については強く推奨とする。</p> | <p>第8条 飛散防止フィルム</p> <p>F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条11. 1. 1に従い、側面および後部のウィンドウに<u>無色透明</u>の飛散防止フィルムを貼付すること。RPN・AE・RF車両については強く推奨とする。</p> |
| <p style="text-align: center;">第3章 RRN車両用改造規定</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>第9条 車体</p> <p>9. 1)～9. 3) (略)</p> <p>9. 4) 座席 (略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほかF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第16項<u>2. 3. 4. 5. 座席の固定点および支持具</u>を満たしたものでなければならない。</p> <p>9. 5) (略)</p> <p>第10条～第12条 (略)</p> | <p style="text-align: center;">第3章 RRN車両用改造規定</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>第9条 車体</p> <p>9. 1)～9. 3) (略)</p> <p>9. 4) 座席 (略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほかF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第16項を満たしたものでなければならない。</p> <p>9. 5) (略)</p> <p>第10条～第12条 (略)</p> |
| <p style="text-align: center;">第4章 RJ車両用改造規定</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>第9条 車体</p> <p>9. 1)～9. 3) (略)</p> <p>9. 4) 座席 (略)</p> | <p style="text-align: center;">第4章 RJ車両用改造規定</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>第9条 車体</p> <p>9. 1)～9. 3) (略)</p> <p>9. 4) 座席 (略)</p> |

| | |
|---|--|
| <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほかにF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第16項2. 3. 4. 5. <u>座席の固定点および支持具</u>を満たしたものでなければならない。</p> <p>9. 5) (略)</p> <p>第10条～第12条 (略)</p> | <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほかにF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第16項を満たしたものでなければならない。</p> <p>9. 5) (略)</p> <p>第10条～第12条 (略)</p> |
| <p style="text-align: center;">第5章 RPN車両用改造規定</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>第8条 車体 (略)</p> <p>8. 1) ～8. 2. 9) (略)</p> <p>8. 2. 10) 座席： (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほかにF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第16項2. 3. 4. 5. <u>座席の固定点および支持具</u>を満たしたものであることが強く推奨される。</p> <p>8. 2. 11) ～8. 3) (略)</p> <p>第9条 (略)</p> | <p style="text-align: center;">第5章 RPN車両用改造規定</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>第8条 車体 (略)</p> <p>8. 1) ～8. 2. 9) (略)</p> <p>8. 2. 10) 座席： (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほかにF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条を満たしたものであることが強く推奨される。</p> <p>8. 2. 11) ～8. 3) (略)</p> <p>第9条 (略)</p> |
| <p style="text-align: center;">第6章 AE車両用改造規定</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> | <p style="text-align: center;">第6章 AE車両用改造規定</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> |

第8条 車体

(略)

8. 1) ~ 8. 2. 9) (略)

8. 2. 10) 座席:

(略)

①~④ (略)

⑤ (略)

なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほかにF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第16項2. 3. 4. 5. 座席の固定点および支持具を満たしたものであることが強く推奨される。

8. 2. 11) ~ 8. 3) (略)

第9条 (略)

第8条 車体

(略)

8. 1) ~ 8. 2. 9) (略)

8. 2. 10) 座席:

(略)

①~④ (略)

⑤ (略)

なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほかにF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条を満たしたものであることが強く推奨される。

8. 2. 11) ~ 8. 3) (略)

第9条 (略)